

会 議 録

1 会 議 名 平成18年度 第2回 北九州市高齢者介護の質の向上委員会

2 議 題

(1) 報告

各専門委員会開催報告
地域包括支援センターの運営状況
介護予防事業の進捗状況

(2) 議事

区レベルでのネットワークの推進について
地域包括支援センターの人員体制について

3 開 催 日 時 平成18年11月28日(火) 18:30~21:30

4 開 催 場 所 北九州市立商工貿易会館 2階 多目的ホール
(小倉北区古船場町1番35号 TEL 541-2184)

5 出席した者の氏名

(1) 委員(順不同)

中野委員長、富安副委員長、一広委員、伊藤委員、稲垣委員、今村委員、
大中委員、尾籠委員、齊藤委員、白石委員、白木委員、白水委員、菅中委員、
曾我委員、高田委員、田中委員、中村委員、橋元委員、福島委員、舟谷委員、
吉田委員、渡邊(良)委員 [計22名]

欠席委員(高橋委員、宮崎委員、渡邊(宏)委員 計3名)

(2) 事務局(保健福祉局)

総務部長、地域福祉部長、計画課長、監査指導課長、高齢者福祉課長、
介護保険課長、地域福祉部主幹(介護保険課)、健康推進課長、
障害福祉センター所長 [計 8名]

6 会議経過（議事・発言要旨）

（１）報告

各専門委員会開催報告

前回（H18.8.23）の本委員会開催後に開催された各専門委員会についての報告と今年度の開催予定（年間スケジュール）に関する説明

<主な報告内容>

地域密着型指定専門委員会（事務局及び専門委員会委員長より報告）

- ・専門委員会の開催状況、主な審議内容について報告
- ・地域密着型サービス事業者の指定状況、今年度の事業所指定スケジュール

介護予防評価専門委員会（事務局及び専門委員会委員長より報告）

- ・専門委員会の開催状況、主な審議内容について報告

尊厳擁護専門委員会（事務局及び専門委員会委員長より報告）

- ・専門委員会の開催状況、主な審議内容について報告

地域包括支援センターの運営状況

地域包括支援センター（各区統括支援センター含む）における、４月から９月までの相談受付状況（延べ相談件数、相談内容、主な連携先、新予防給付ケアプラン作成数）の報告。

<主な報告内容>（事務局より報告）

地域包括支援センターの運営状況（４月～９月）

相談件数は、４月以降、増加している。中でも、訪問や電話に夜相談が増加している。来所による相談が横ばい傾向で、反対に訪問の伸びが大きいことから、地域包括支援センター職員が積極的に地域に出向いて活動している結果と考える。また、４月当初はケアマネジャーからの相談が多かったが、最近では市民からの相談が増えている。これは、市民への認知が進んだ結果と思われる。主な連携先を見ると、月が経つにつれて、医療機関などの関係機関の件数が増えていることから、地域のネットワークの拠点として連携を深めていることも分かる。

新予防給付のケアプランの作成状況みてみると、地域包括支援センターが作成する割合が４月の１１％から９月には２１％になっており、今後も委託件数が減り、地域包括支援センターが作成する割合が増加することが見込まれる。

なお、前回の質の向上委員会においてご意見があったので、今回、地域包括支援センター別の統計資料も添付している。

高齢者虐待防止・権利擁護への取組みについて（事務局より報告）

運営状況の報告の中でも、権利擁護や虐待に関する相談の受付状況が報告されているが、市としての取組みも含めて、その内容を説明。

地域包括支援センター・統括支援センターを中心とした高齢者４月から９月までの地域包括支援センター及び統括支援センターにおける相談件数及び措置件数について、前年度を上回る数になっている。

また、高齢者虐待の防止及び権利擁護の推進役として、地域包括支援センター及び統括支援センターの社会福祉士等を主な対象とした研修を実施している。

その他、市としての取組みとして、権利擁護マップや気づきチェックリストの作成・配布を行っているほか、認知症啓発月間記念の講演会を開催している。

なお、これらの活動について、現状と今後の課題は資料のとおり。特に、地域包括支援センターが高齢者に関する総合相談窓口として周知された結果として、相談・通報件数は増加しており、資料には、主な対応事例を挙げている。

質の向上（サービスの平準化・効率化）に向けた取組みについて（事務局より報告）

センター間、区間でのサービスの平準化の必要性について、前回の質の向上委員会において指摘があったが、相談件数やケアプラン作成件数が増えている中、サービスの質の向上もあわせて行うことを目的として、「地域包括支援センター職員連絡会」を開催している。会の詳細については資料のとおり。

この連絡会は、効果的に議論を進めるため職種別に開催するが、各職種の代表者による協議も随時行い、それぞれの職種別で協議した内容についてもすり合わせを行い、情報の共有化を図る。

（仮）地域包括支援センターシンポジウムの開催について（事務局より報告）

地域包括支援センター開設後まもなく、本年4月にセンターの周知と関係機関との連携強化のため、地域包括支援センター開設に携わった多くの方々を含めて高齢者を支援するすべての皆さんの“総決起大会”の意味を込めて、シンポジウムを開催した。今回、開設後の取組み状況を報告するとともに、それによりさらなる普及啓発と、地域包括支援センター自らの資質の向上につなげることを主な目的として、シンポジウムの開催を予定している。

< 発言要旨 >

統括支援センターの役割

- ・センター別の統計について、統括支援センターと地域包括支援センターを並べて一覧にする資料では分かりにくい。
- ・統括と包括を並べて評価するべきではない。統括にはその役割があるため、それが分かるように資料化したほうがよい。

虐待・権利擁護に対する取組みについて

- ・北九州市方式としての三層構造の中で、地域包括支援センターがよく取り組んだ結果だと思う。

地域包括支援センター職員連絡会について

- ・3職種別の連絡会をどのようにまとめていくのかが課題。方向性が揺らぐと、互いの情報共有を容易にできるような方策が必要。
- ・インターネットも思うように使えない状況では、メールによる情報共有やインターネットによる情報収集も難しい。
- ・民間から派遣された職員にとっては、行政事務そのものに対する困難や不安を抱えることが多い。メンタルヘルスも含めて、それらを支える支援が必要。サービスの質の向上ももちろんだが、連絡会も、そのための一助として欲しい。

（仮）地域包括支援センターシンポジウムの開催について

- ・地域包括支援センターの職員が発表するのは、業務多忙の中、職員にとって負担ではないか。意図は理解できるが、職員の負担にならないようにしてほしい。統括支援センターのほうで発表するなどの方向も検討してほしい。
- ・PR は必要だが、打ち上げ花火的なものでは意味が無い。市民感情としては、介護保険料を財源としていることをきちんと理解して、シンポジウムも意義のある取組みとしてほしい。

介護予防事業の進捗状況について

< 主な報告内容 >（事務局より説明）

介護予防事業の進捗状況

特定高齢者施策について、10月末で220名の特定高齢者のうち、事業への参加者37名という現状を報告。このような特定高齢者の把握の困難さについては全国的な課題となっており、今後の課題として、特定高齢者のより一層の把握を目指し、関係者からの情報収集と普及啓発に取り組む必要がある。

今後の事業の進め方としては、市医師会や市薬剤師会、市歯科医師会、民生委員などの関係機関への協力依頼のほか、イベントや講演会の開催、パンフレットの作成・配布、広報誌の活用などの今後の予定について説明。

特定高齢者の把握状況や事業の実施状況については資料のとおり。

< 発言要旨 >

特定高齢者施策について

- ・全国的な課題とは言え、このままの状況で特定高齢者施策を継続する必要があるのか。その必要性について再検討すべきではないか。国の選定基準どおりやっていると、特定高齢者が増えるかどうかは疑問。もし、事業を継続するというのであれば、北九州市として基準や事業について見直しをすべきなのではないか。
- ・そもそも国の基準や特定高齢者施策は誤りではないか。介護予防事業の効果は本当にあるのか当初から疑問があった。高齢者自身の気持ちを理解していない制度に思える。北九州市として、特定高齢者施策を実施しないということはできないのか。国に対して、事業の問題について伝えることはしていないのか。

（事務局）特定高齢者施策を含め、地域支援事業における介護予防事業は、介護保険制度において位置づけられた事業。特定高齢者選定にあたっての課題については、全国的に共通しており、政令市の課長会議や厚生労働省との意見交換会のなかでも議論はしている。しかしながら、特定高齢者が少ないからすぐに見直すのではなく、介護予防健診以外のルートでも把握に努める必要があるというのが現在の見解。そこで北九州市としては、課題解決への取組みとして、先に説明したとおり、普及啓発などに力を入れていくこととしている。

- ・介護予防の必要性は理解できる。ただ、決して安くはない保険料を支払っている市民の感情としては、適切に事業を行ってほしい。普及啓発は必要だが、イベントばかりに保険料や税金が使われるのは納得しがたい面もある。その効果や方法については、十分考えてほしい。

(2) 議事

区レベルでのネットワークの推進について

< 主な説明内容 > (事務局より説明)

各区推進協議会における地域包括支援センターの支援状況

各区推進協議会の地域包括支援センターに対する支援については、高齢者支援計画に基づいて平成18年度の各推進協議会の事業計画にも推進協の役割のひとつとして挙げている。活動としてはまだ取り組み始めたばかりであり、区によっても取り組み状況はさまざま。現在の取り組み状況については資料のとおり。前回の委員会でご指摘のとおり、区により差があるのも確か。そのため、市としては、各区の推進協議会の活動をさらに強化するようバックアップを行っていく。例えば、区によって、推進協議会の構成団体が異なり、地域包括支援センターが地域(区内)においてネットワークを構築していく上で必要な団体や機関が推進協に参加していないところもある。そのような場合などに、構成団体として参加すべき団体・機関がないか提言を行うことがそのひとつ。

< 発言要旨 >

各区推進協議会における地域包括支援センターの支援について

- ・各区推進協議会については、地域包括支援センターに対する支援に限らず、その活動そのものに差がある。かなり活発な活動を独自に行っている区もあれば、実質的に、総会など年に数回の会議開催だけが主な活動となっている区もある。そのような中で、地域におけるネットワークづくりを進めるというのであれば、市として推進協に対する積極的な介入が必要ではないか。
- ・区レベルでのネットワークの推進について、推進協を活用し行うというのは、具体的にどのような活動を行うのかわかりにくい。推進協は、市の組織ではないので、積極的に進めていくのは難しいのでは。区におけるネットワークであれば、区役所において行うべきことではないか。
- ・推進協の位置づけと、それぞれの活動状況、推進協による地域包括支援センターの支援方法について、分かりやすく整理して欲しい。

(事務局) 推進協としても、まだ取り組み始めたばかり。ただし、どの区も、何らかの形で地域包括支援センター・統括支援センターが関わっている。ネットワークの構築についてはまだまだこれからというところ。地域包括支援センターの支援と、地域包括支援センターを中心としたネットワークを構築する課程で、推進協の活性化も図っていきたい。なお、推進協は、区においてもその構成団体が異なるのは先ほど説明したとおり。構成団体や活動内容についての整理もこれから行っていきたい。

今後の課題

- ・推進協における地域包括支援センターの支援のための方策を具体的に示すことが必要。その上で、市として積極的に推進協へ働きかけを行ってほしい。

地域包括支援センターの人員体制について

< 主な説明内容 > (事務局より説明)

現在の職員体制について

地域包括支援センター・統括支援センターの職員について、あわせて93名の職員体制をとっているが、4月1日以降、数名の職員の変更があったので報告を行う。現在の職員の配置状況については資料(一覧)のとおり。なお、4月1日以降、変更となったのは計4名。その理由は、病気や家庭の事情によるものなど。

(仮)地域包括支援センターサポート事業について

いわゆる8件問題への対応するため、新予防給付のケアプラン作成数が今後急激に増加することが見込まれることから、地域包括支援センターの業務量増に対応するため、新予防給付のケアプラン作成を主におこなうケアマネジャー((仮)サポート職員)を確保したい。イメージとしては、まず、今年度中に(早急に)各区統括支援センター内にケアマネジャーを各区1~2名配置し、モデル事業として実施する。この中で、新予防給付ケアプラン作成に必要な人員配置等を検討するため、業務の分析を行う。

業務分析の結果、必要な人員体制を算定し、地域包括ごとに配置するケアマネジャーを配置。先にモデル的に配置した各区1~2名のケアマネジャーについては、区内のケアマネジャーを統括するリーダー的役割を担うこととする。

なお、本年度については、モデル実施の中で業務分析を行いながら、必要に応じて地域包括ごとに配置するケアマネジャーを順次採用していきたい。

いわゆる8件問題に対する対応のため、モデル的に事業を実施しながら順次ケアマネを増員していくことについて、この委員会です承を得たい。

ケアマネジャーの確保及び配置について

ケアマネジャーの配置は民間の事業所等に勤務するケアマネジャーを想定し、福岡県介護支援専門員連絡協議会との連携を図る。なお、試算では、ケアマネジャー1人あたり100件程度を担当することを想定しているが、これについても、モデル実施により検証を行う。1人100件を担当するため、事務改善等についても現在検討しているところ。

また、財源について、介護予防計画費としては1件あたり4千円の単価では、必要な経費が確保できない可能性があるため、厚生労働省に対し、地域包括運営経費等での予算化について打診を行っている。

< 発言要旨 >

ケアマネジャーの確保について

- ・8件問題に対する対応のため、人員増の必要性については当初から分かっていたはず。今頃になって人員配置を検討するというのは遅いのではないか。現在民間の事業所に所属するケアマネジャーを人材として想定しているのであれば、早めに言ってもらわなければ事業所としても非常に困る。もし事業所をやめると言うことになれば引継等が必要となり、そのためには一定期間が必要。特に、今年度、新予防給付のケアプラン作成を受託してから、介護給付以上に手間と時間をとられるとの苦情・不満が多く、受託したくない・辞めたいといった声も多い。そのような中で事業所のケアマネジャーを地域包括支援センターのケアマネジャーとして取られてしまっは、事業所としては非常に困る。

また、ケアマネジャーの配置について、現在の地域包括支援センターの職員と同様に質の向上委員会の構成団体から出向というかたちをとるのであれば、それなりの準備も必要となり、時間と手間を要する。やはり、現段階で「検討」、その後に配置するというのは非常に遅い。

- ・1件4千円という単価の中で事業を実施しているのは居宅介護支援事業所も同じ。そこを理解してほしい。ケアマネジャーや事業所は、少ない単価でも非常に苦勞して事業運営している。

職員の資質や地域包括支援センターの体制について

- ・地域包括支援センターの職員の資質について、バラつきがあり、資質の向上が必要。質の確保をしっかりと行ってほしい。
- ・パソコンが十分に配分されているわけではなく、情報収集も難しい。インターネットさえ使えばすぐに調査できるものもある。

今後の課題

とりあえずモデル的に実施するという事で新たなケアマネジャーの増員配置を了承する。その結果については分析し、質の向上委員会でも報告を行う。8件問題への対応は必要不可欠となるので、適切な対応を行う。

7 問い合わせ先 保健福祉局 地域福祉部 介護保険課 育成支援係
担当：長崎、中村
TEL：(093)582-2771